

例3 契約月の翌月の途中からサービス利用を開始した場合

サービス利用		4月20日	5月1日	5月6日	5月31日	
		契約日		利用開始日		
				→		
報酬算定期間	予防給付		← (包括報酬・全額請求) →			
	総合事業		← 月額包括報酬で全額請求 →			

サービス利用実績のない月の事業者報酬は請求できません。

例4 転入し月の途中からサービス利用を開始した場合

サービス利用		5月1日	5月3日	5月6日	5月10日	5月31日
		転入日		契約日	利用開始日	
					→	
報酬算定期間	予防給付	← (包括報酬・全額請求) →				
	総合事業	← 月額包括報酬で全額請求 →				

転入し月の途中からサービスを利用開始した場合は、月額包括報酬の算定が可能です。

例5 転出し月の途中からサービス利用契約を解除した場合

サービス利用		5月1日	5月10日	5月16日	5月20日	5月31日
		利用終了日		契約解除日	転出日	
		→				
報酬算定期間	予防給付	← (包括報酬・全額請求) →				
	総合事業	← 月額包括報酬で全額請求 →				

転出により月の途中でサービスの利用終了した場合は、月額包括報酬の算定が可能です。